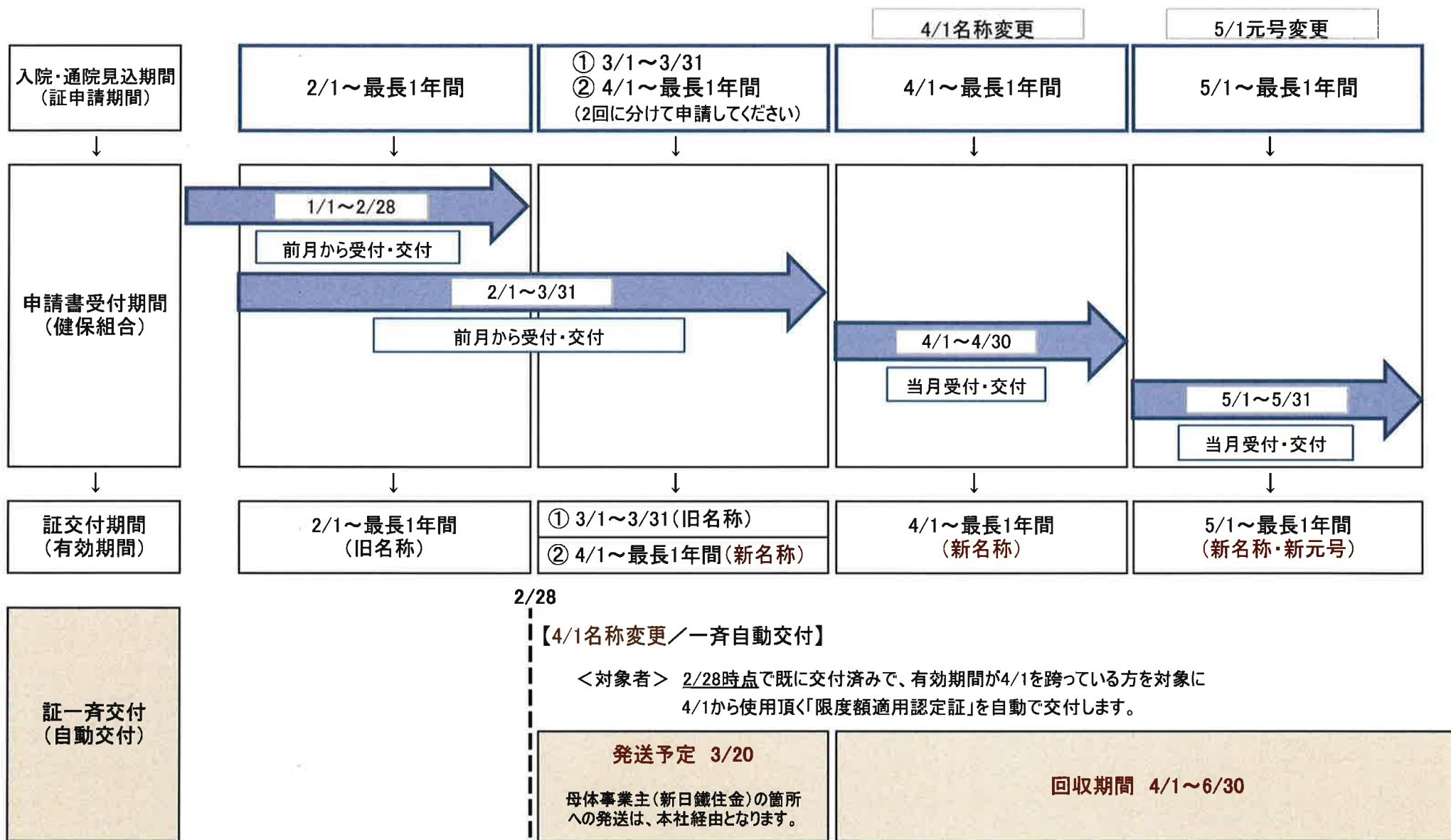


1. 平成31年4月1日付 健保名称変更に伴う「限度額適用認定証」の自動交付スケジュールと前後の交付申請について



(注) 1.上図①②の通り、3/1からの申請期間が4/1を跨っていれば、「3/1～3/31」と「4/1～」と2回に分けて申請してください。(4/1以降は4月に交付します)

2.通常は、申請期間の前月から受付しておりますが、4月・5月のみ当月受付・交付とさせていただきます。

3.名称変更(4/1)で交付した証は、5/1に元号が変わりましても再交付は行いませんので、そのままご使用ください。

2. 平成31年4月1日付 健保名称変更に伴う「限度額適用・標準負担額減額認定証」の自動交付スケジュールと前後の交付申請について

※ 低所得者（非課税）が対象

交付スケジュールは、ほぼ「限度額適用認定証」と同様ですが、

3/1からの申請期間が4/1を跨っていても、4/1から使用頂く「限度額適用・標準負担額減額認定証」を自動で交付します。

よって、「限度額適用認定証」のように、4/1以降と2回に分けて申請頂く必要はございませんが、4/1から任意継続に加入

される場合は、2回に分けて申請してください。（有効期限は平成31年7月31日）

3. 平成31年4月1日付 健保名称変更に伴う「特定疾病療養受療証」の自動交付スケジュールと前後の交付申請について

交付スケジュールは、ほぼ「限度額適用認定証」と同様ですが、

3/1からの申請期間が4/1を跨っていても、4/1から使用頂く「特定疾病療養証」を自動で交付します。

よって、「限度額適用認定証」のように、4/1以降と2回に分けて申請頂く必要はございませんが、4/1から任意継続に加入

される場合は、2回に分けて申請してください。（有効期限なし）